

ウズベキスタン：犯罪白書作成と犯罪予防研究に関する支援（フェーズ2） —犯罪白書作成支援を中心に—

前国際協力部教官（現東京地方裁判所判事補）

黒木宏太

第1 はじめに

法務総合研究所とウズベキスタン最高検察庁アカデミーとの間の協力覚書（MOC）に基づき、国際協力部においては、2020年6月から、犯罪白書作成支援を行っており¹、2021年8月からは、分野を拡張し、犯罪白書作成及び犯罪予防研究について支援を進めてきた。本活動については、その活動内容が専門的なものであるところ、法務総合研究所研究部や国連アジア極東犯罪防止研究所（UNAFEI）にワーキンググループのメンバーとして参加していただくほか、法務省大臣官房国際課や法務総合研究所総務企画部からもオブザーバーとして参加していただいて、充実した体制の下で、支援を行っている。

第2 支援の経過（フェーズ1及びフェーズ2）

フェーズ1（2020年7月から2021年6月まで）においては、毎月1回のペースでセミナーを全12回実施し、警察・検察・保護・矯正・裁判所のそれぞれについて犯罪統計資料の集め方や統計作成方法、統計の読み方等について、主として日本側から知見を共有するなどしたほか、ウズベキスタン側と日本側で、日本ウズベキスタン両国のみならず、米国や中央アジア諸国の犯罪統計について、互いに情報を整理した上で、知見を共有するなどした。

フェーズ2（2021年8月から開始）においては、犯罪白書作成支援に加えて、犯罪予防について、ウズベキスタン側から、ウズベキスタンにおいては“マハラ”という地域共同体が地域の犯罪抑止に寄与していることが紹介され、コミュニティーの中における犯罪予防（犯罪抑止の在り方）について日本の取組を知りたいという要望が出された。そこで、ウズベキスタン側から、“マハラ”についての知見を共有していただき、日本側からは、保護司制度、交番制度、警察による地域防犯活動について、知見を共有した。

本稿では、フェーズ2のうち、犯罪白書作成支援を中心に取り上げる。

第3 フェーズ2での犯罪白書作成支援について

1 オンラインセミナーの実施

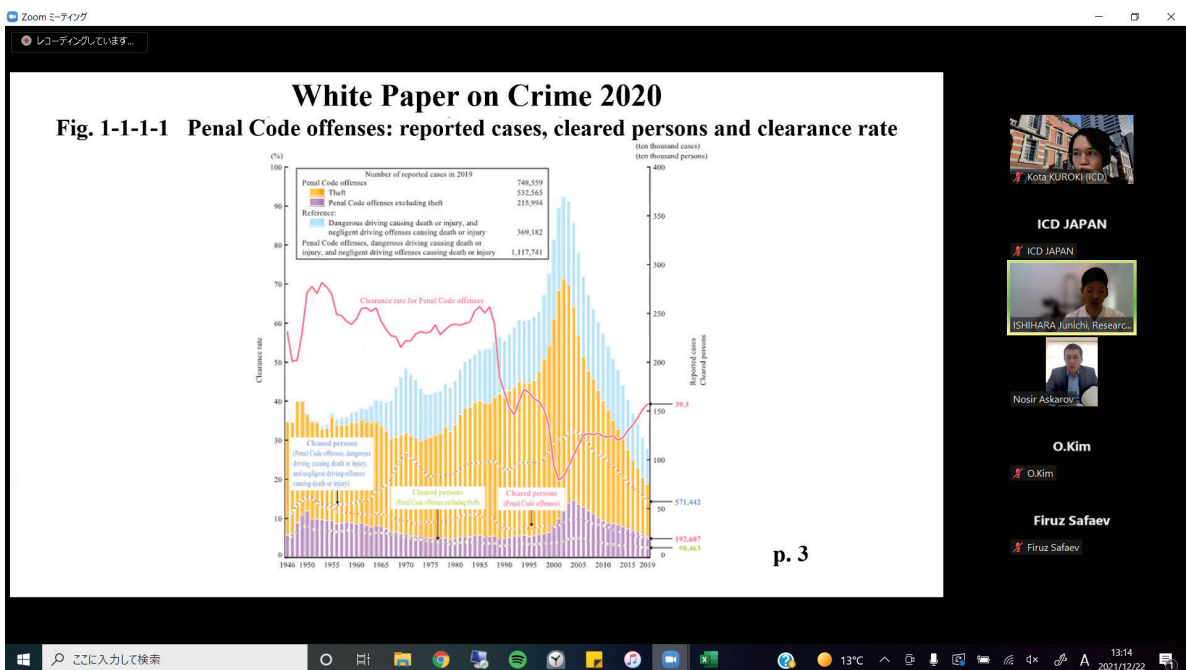
2021年12月23日、ウズベキスタンの最高検察庁アカデミーを対象として、「日本の犯罪白書—どのように犯罪白書を作成しているか—」をテーマとして、法務総合研究所研究部の石原淳一研究官を講師とするオンラインセミナーを開催した。本

¹ 本協力活動の経緯等は、庄地美菜子「ウズベキスタン共和国における法整備支援（犯罪白書作成支援）」ICDNEWS第86号（2021年3月号）134頁以下を参照されたい。

セミナーは、ウズベキスタン側が、日本の犯罪白書の詳細さ及び分かりやすさに感銘を受け、その作成方法に興味をもっていただいたことから、フェーズ1に引き続き、実際に日本の犯罪白書の作成をしている研究官からの講義を実施することとしたものである。

本セミナーでは、石原研究官より、犯罪白書の作成のプロセスにつき、①他の部署等が収集したオープンデータなどを中心にデータを収集し、②データと強調したいことに沿って最適な図の種類を選択し、③統一した方法で図を作成することについて、犯罪白書の日本語版（令和2年版で443頁）だけでなく、その4分の1程度の厚さの犯罪白書の英語版²（2020年度版で128頁）やその要約版³（12頁）を参照いただきながら、具体的にご説明いただいた。また、データや情報からの刑事政策的な示唆の読み取りや、研究におけるPDCA（Plan-Do-Check-Act）の重要性などについても言及されるとともに、ウズベキスタン側に対して、自分で手を動かしてフローチャートを作成し、実際に数字を入れてみることで、数字が入らない場合にはデータの入手手段を検討する必要があることなどの提案もいただいた。全体として、大変示唆に富む内容であったと思う。

ウズベキスタン側からは、日本の犯罪白書の作成について、どのような体制やツールで行っているかなど様々な質問がされ、活発な意見交換がされた。



² 犯罪白書の英語版は、法務総合研究所研究部のウェブサイトより参照可能である。
https://hakusyo1.moj.go.jp/en/nendo_nfm.html

³ 要約版（Summary of the White Paper on Crime）はこちらから参照可能：
https://www.moj.go.jp/ENGLISH/m_housouken03_00006.html



【石原研究官の講義の様子】

2 ウズベキスタン側からの発表

2022年1月26日、ウズベキスタン側から、ウズベキスタンの犯罪統計レポートについて、説明があった。ウズベキスタンの罪名ごとの各地域別（タシケント、サマルカンドなど）の犯罪件数に関する統計についての説明がされた後で、日本の犯罪白書を参考にして、ウズベキスタン側で、それらの統計をグラフ化したものが示された。日本の犯罪白書とは異なり、比較対象が分かりにくいものなどもあったが、ウズベキスタンにおいて、これまで日本側が共有してきた知見を利用して、統計データの可視化（グラフ化）をしていこうという姿勢が見受けられ、支援の効果を感じることができた。

3 所感

法務総合研究所研究部が作成している日本の犯罪白書は、グラフが多用されているとともに、読みやすさに配慮されたものであるが、このような分かりやすい白書を作成するためには、当然のことながら、①白書により何を示したいかを適切に議論した上で、②データを収集し、③そのデータを可視化（グラフ）する必要がある。日本の犯罪白書は、法務総合研究所研究部及び関係各所の長年にわたる経験やノウハウの蓄積によって、これらがいずれも充実したものとなっているが、ウズベキスタン側が、直ちにこのようなレベルに到達するのは、特にこれまでのデータの蓄積という観点から、難しい面があると思われる。

ウズベキスタンの犯罪統計レポートの今後については、必要なデータを適切に収集

することが肝心である。石原研究官が、本セミナーにおいて、示唆されていたところであるが、アドホックリサーチなどを実施することにより、特定のテーマを決め、それをリサーチし、デザインを考えるという経験を積み、既に持っている、あるいは使いやすいリソースを確認することも有用であろう。特にウズベキスタン側と日本側の往来が可能になった場合には、両者が顔を合わせながら、これらのことを試みることも有用な一案であり、このような共同作業を通じて、さらなる課題が見えてくるように思われる。

第4 おわりに

日本の犯罪白書は、刑事司法分野における犯罪や犯罪者の処遇に関する統計データを毎年掲載しているが、1960年に創刊されており、長年の歴史を持ち、ノウハウや長期的なデータが蓄積されている。また、法務省のほか、最高裁判所事務総局、内閣府、警察庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省その他の関係各機関の協力を得て、作成されているものである。

このような蓄積や関係各機関との協力関係が前提となるため、その点にウズベキスタンとの大きな違いを感じるものの、上述のとおり、ウズベキスタン側においても、データの可視化の方法などは、徐々に日本を参考にしながら試行錯誤をしていることを嬉しく思う。

今後も、国際協力部としては、日本との違いも踏まえながらも、ウズベキスタンの犯罪統計レポート等をより良いものにしていけるよう、引き続き、充実した議論や意見交換をしながら、支援していければと思う。